(2)　特定地域における電気通信設備の特別償却（旧租税特別措置法第四四条の五及び第六八条の二六関係）

(3)　次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却（旧租税特別措置法第一三条の二、第四六条の二及び第六八条の三三関係）

3　国際課税

(一)　居住者、恒久的施設を有する非居住者、内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が特定目的会社の利益の配当等の支払を受ける場合には、当該利益の配当等に係る外国法人税の額で当該利益の配当等に係る所得税の額から控除された金額のうちその支払を受ける利益の配当等に対応する部分の金額に相当する金額は、分配時調整外国税相当額として、その年分の所得税の額又は各事業年度の法人税の額から控除することとした。（租税特別措置法第九条の六～第九条の六の四関係）

(二)　六五歳以上の非居住者の公的年金等について、分離課税の対象となる金額等の算定における控除額計算の基礎となる額を九万五、〇〇〇円（改正前一〇万円）に引き下げることとした。（租税特別措置法第四一条の一五の三関係）

(三)　外国組合員に対する課税の特例について、一定の恒久的施設帰属所得で投資組合契約に基づいて行う事業に係る恒久的施設に帰せられるものに対する所得税及び法人税を非課税とする措置に改組した。（租税特別措置法第四一条の二一及び第六七条の一六関係）

(四)　店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第四二条関係）

(五)　内国法人等の外国関係会社に係る所得等の課税の特例について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第四〇条の四、第四〇条の七、第六六条の六、第六六条の七、第六六条の九の二、第六六条の九の三、第六八条の九〇、第六八条の九一、第六八条の九三の二及び第六八条の九三の三関係）

(1)　本特例の適用対象となる対象外国関係会社から、株式等の保有を主たる事業とする一定の外国金融子会社等を除外する。

(2)　解散により外国金融子会社等に該当しないこととなった部分対象外国関係会社について、その該当しないこととなった日から原則として同日以後三年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度の一定の所得について、部分合算課税の対象としない。

(3)　内国法人が合算課税の適用を受ける場合に、外国関係会社に対して課された我が国の所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び法人住民税（改正前所得税、法人税及び復興特別所得税）の額の合計額のうち合算対象とされた金額に対応する部分に相当する金額をその内国法人の法人税及び地方法人税（改正前法人税）の額から控除する。

(4)　特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について所要の改正を行う。

4　資産課税

(一)　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第六九条の四関係）

(1)　持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の要件について、特例の適用を受けようとする被相続人の親族が次に掲げる要件を満たすことを追加する。

イ　相続開始前三年以内に、相続税法の施行地内にあるその親族の三親等内の親族又はその親族と特別の関係のある一定の法人が所有する家屋に居住したことがないこと

ロ　相続開始時においてその親族が居住している家屋を過去に所有していたことがないこと

(2)　貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前三年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等（相続開始の日まで三年を超えて引き続き一定の貸付事業を行っていた者の当該貸付事業の用に供されたものを除く。）を除外する。

(二)　特例対象受贈非上場株式等を贈与により取得した特例経営承継受贈者が特例贈与者の推定相続人以外の者（その年一月一日において二〇歳以上である者に限る。）であり、かつ、その特例贈与者が同日において六〇歳以上の者である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができることとした。（租税特別措置法第七〇条の二の七関係）

(三)　農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第七〇条の四、第七〇条の六、第七〇条の六の四及び第七〇条の六の五関係）

(1)　相続税の納税猶予

イ　次に掲げる貸付けがされた生産緑地についても納税猶予を適用する。

(イ)　都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け

(ロ)　都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け

(ハ)　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」という。）の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け

(ニ)　特定農地貸付法の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定農地貸付け（その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付け協定を締結しているものに限る。）の用に供されるための貸付け

ロ　三大都市圏の特定市以外の地域内の生産緑地について、営農継続要件を終身（改正前二〇年）とする。

ハ　特例農地等の範囲に、次に掲げる農地等を加える。

(イ)　特定生産緑地である農地等

(ロ)　三大都市圏の特定市の田園住居地域内の農地

(ハ)　農作物の栽培が耕作に該当するものとみなされる農地

ニ　特定生産緑地の指定又は指定の期限の延長がされなかった生産緑地については、現に適用を受けている納税猶予に限り、その猶予を継続する。

(2)　贈与税の納税猶予

右記(1)ハ及びニの措置を講ずる。

(四)　特定の美術品についての相続税の納税猶予制度を次のとおり創設することとした。（租税特別措置法第七〇条の六の七関係）

(1)　概要

寄託先美術館と特定美術品の寄託契約を締結し、認定保存活用計画に基づきその特定美術品をその寄託先美術館に寄託した場合において、その特定美術品を相続又は遺贈により取得した寄託相続人がその寄託契約に基づき寄託を継続したときは、担保の提供を条件に、その寄託相続人が納付すべき相続税額のうち、その特定美術品に係る課税価格の八〇パーセントに対応する相続税の納税を猶予する。

(2)　税額の計算

イ　相続税の納税猶予の適用がないものとして、通常の相続税額の計算を行い、寄託相続人の相続税額を算出する。

ロ　寄託相続人以外の者の取得財産は不変とした上で、寄託相続人が、通常の課税価格による特定美術品のみを相続したものとして計算した場合のその寄託相続人の相続税額と、課税価格を二〇パーセントに減額したその特定美術品のみを相続するものとして計算した場合のその寄託相続人の相続税額との差額を、その寄託相続人の猶予税額とする。

(3)　猶予税額の免除

寄託相続人が死亡した場合は、猶予税額を免除する。このほか、寄託先美術館に対するその特定美術品の贈与又は自然災害によるその特定美術品の滅失があった場合には、左記(4)にかかわらず、猶予税額を免除する。